

令和5年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

開催日時

令和5年8月7日（月曜日） 10時30分～11時15分

開催場所

船橋市役所9階第1会議室

出席者

（委員）

中原 美恵（専門分科会長）	東洋大学名誉教授
横山 洋子（専門分科会副会長）	千葉経済大学短期大学部教授
大塚 正久	船橋市青少年問題協議会委員
児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
佐藤 有香	和洋女子大学教授
杉岡 喜幸	日本公認会計士協会千葉会会員
鈴木 章浩	船橋市障害福祉施設連絡協議会
寺田 武央	船橋市小学校長会委員
原野 弥生	船橋市PTA連合会副会長
松崎 総一	船橋市保育協議会会長

（市職員）

健康福祉局長 大竹 陽一郎、こども家庭部長 森 昌春
こども政策課長 三輪 明、保育運営課長 北川 寿宏
※その他関係各課職員

（事務局）

こども政策課 課長補佐 渡邊 浩史、主査（総務企画係長） 古川 公一、
主事 新井 優美、主事 住田 勇樹
※その他こども政策課職員

次第

1. 開会
2. 議題等
(1) 議題 1. 保育所の認可に係る意見聴取について
3. 閉会

公開区分

公開

傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者0人

議事

1. 開会

○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和5年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。本日の議題は、「保育所の認可に係る意見聴取について」のみとなっております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手上げ機能でお知らせください。会長の指名を受けましたら、手上げ機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

今年度第1回目の会議になりますので、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

初めに、昨年度から引き続きいらっしゃる委員の方を、会場にいらっしゃる方からご紹介いたします。

社会福祉審議会児童福祉専門分科会の会長でいらっしゃいます、東洋大学 名誉教授 中原 美恵（なかはら よしえ）様でございます。

副会長でいらっしゃいます、千葉経済大学短期大学部 教授 横山 洋子（よこやま ようこ）様でございます。

千葉県市川児童相談所 船橋支所長 児玉 亮（こだま りょう）様でございます。

日本公認会計士協会千葉会 会員 杉岡 善幸（すぎおか よしゆき）様でございます。

船橋市PTA連合会 監事 原野 弥生（はらの やよい）様でございます。

船橋市保育協議会 会長 松崎 総一（まつざき そういち）様でございます。

船橋市青少年問題協議会 委員 大塚 正久（おおつか まさひさ）様でございます。

続きまして、オンラインで参加されている委員をご紹介します。

船橋市障害福祉施設連絡協議会 会長 鈴木 章浩（すずき あきひろ）様でございます。

続きまして、今年度より新たに委嘱された委員の方を紹介させていただきます。

和洋女子大学 教授 大沼 良子(おおぬま よしこ)様に代わり、同大学 教授 佐藤有香(さとう ゆか)様を委嘱いたしました。

船橋市小学校長会 委員 津野瀬 国光(つのせ くにみつ)様に代わり、同会 委員 寺田 武央(てらだ たけお)様を委嘱いたしました。

また、聖徳大学短期大学部 准教授 大野 地平(おおの ちへい)様、船橋市社会福祉協議会 常務理事 小出正明(こいで まさあき)様、船橋市民生児童委員協議会 会長 高橋 強(たかはし つよし)様、船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之(たなか よしゆき)様、船橋市医師会 理事 松本 歩美(まつもと あゆみ)様につきましては、本日は所用により欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、市側の職員を紹介させていただきます。

健康福祉局長の、大竹 陽一郎(おおたけ よういちろう)でございます。

こども家庭部長の、森 昌春(もり まさはる)でございます。

こども政策課長の、三輪 明(みわ あきら)でございます。

保育運営課長の、北川 寿宏(きたがわ としひろ)でございます。

それでは本日の資料を確認させていただきます。

会場席次表、次第、配付資料一覧、(資料1) 保育所の認可に係る意見聴取について、(参考資料1) 保育所の設備基準(抜粋)の5点になります。

過不足はございませんでしょうか。

本日の会議の進行などについてのご案内は、以上です。

それでは、これより議事の進行を会長にお願いいたします。中原会長どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議題等

○中原会長

それでは、令和5年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、15名の委員のうち、10名の方々にご出席をいただいておりますことから、船橋市社会福祉審議会運営要綱第4条第1項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」とし、傍聴者の定員を10名として、市のホームページに掲載させていただきましたことを、ご報告いたします。

なお、事前に受け付けました結果、本日は傍聴者なしということで事務局から報告を受けております。

(1) 保育所の認可に係る意見聴取

○中原会長

議題の1点目、「保育所の認可に係る意見聴取について」について、保育運営課よりご説明をお願いいたします。

○保育運営課長

それでは、本日の議題「保育所の認可に係る意見聴取について」をご説明させていただきます。

資料1に基づき、ご説明させていただきます。まず、1ページをご覧ください。本年10月1日に開設を予定する保育所1施設の開設計画について、名称、所在地、定員、基準園庭の有無等を記載してございますが、この1施設について、本日皆様にご意見をお伺いするものです。

2ページをご覧ください。こちらは、船橋市全域における、各施設の計画地の位置を示す図となっております。東西南北中央と5つの行政ブロックを黒の実線で分けた図となっております。今回ご意見をお伺いする保育所の設置計画は、北部地域の1園となっております。

それでは資料に沿って、計画を説明させていただきます。

3ページ「保育所（児童福祉施設）の概要」をご覧ください。こちらは「(仮称)アートチャイルドケア船橋くれよん保育園」の計画概要資料となっております。

本計画は平成31年4月1日に開所した、「船橋くれよん保育園」が、運営事業者である「株式会社NLN福祉サービス」が、「アートチャイルドケア株式会社」に吸収合併されることに伴う、運営事業者の変更に関する計画となっております。なお、ホームページでの本会議の資料の公表に当たりましては、資料1ページ目の表の下に、既存の保育所である「船橋くれよん保育園」を運営する法人が吸収合併されることに伴う運営主体の変更ということが分かるよう追記したものに資料を差し替えさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、計画の内容について説明させていただきます。本計画の運営事業者、「アートチャイルドケア株式会社」は東京都に法人本部を置いており、資料中2(4)の表に記載のとおり認可保育所を40施設、認定こども園を1施設、小規模保育事業所を10事業所、運営している法人となります。北海道から九州まで、全国的に展開しており、本市での運営実績はございませんが、千葉県内では流山市、野田市にて認可保育所を運営しています。「3 認可定員」は、1歳児から5歳児までの60人定員で、既存の「船橋くれよん保育園」と同様の定員構成となっております。なお、令和5年9月30日時点で「船橋くれよん保育園」に在籍している園児については、園児・保護者が転園を希

望しない限りは、10月1日以降「(仮称)アートチャイルドケア船橋くれよん保育園」において継続して保育を受けることができることとなっております。

また、本市においては、園児1人あたりに必要となる面積基準が、【市基準】と呼んでおります条例本則の基準と【県基準】と呼んでおります条例附則の基準の2つの基準があり、認可定員を設定する際に、どちらの基準を適用させるかによって、設定する定員に差が生じて参ります。ここで、条例の本則と附則の考え方について、あらためてご説明させていただきます。

右上に参考資料1と書かれた資料をご覧ください。こちらは、保育所の設備基準について、市の条例や国の府令の内容を抜粋したものとなります。なお、市の条例については令和5年4月1日に条例の全部改正を行っており、これまで国の府令等において定められていた規定を引き写す形で市の条例を定めておりましたが、府令委任の形式に変更しております。そのため、資料中には条例を抜粋している部分と、府令を抜粋している部分がございますので、予めご了承ください。

それでは説明に移らせていただきます。「園児1人あたりの必要面積」の項目で、赤字で【市基準】と記載したものが、条例第4条の本則の基準、その下に青字で【県基準】と記載したものが、附則第3項の基準となっております。保育所において、園児1人あたりに必要な居室面積の基準となりますが、例えば、0歳児については、条例本則の【市基準】を適用した場合、表に記載のとおり、1人あたり4.95㎡必要となります。

一方、附則の【県基準】を適用した場合には、1人あたり3.3㎡で足りるため、【県基準】を適用した場合、園児1人あたりの必要面積が少なくなり、より多くの定員を設定することが可能ということになってございます。本市では、待機児童が発生している状況を踏まえ、条例本則の【市基準】を原則としつつも、当分の間、特例として、附則の【県基準】を適用して、認可、定員設定できることとしているものです。ただし、より多くの定員設定をするために【県基準】を使わなければならないということではなく、運営事業者が、原則の基準である【市基準】によって定員設定したいといった意向の場合には、【市基準】によって認可することとなっております。

資料1、3ページに戻っていただきまして、あらためて、「(仮称)アートチャイルドケア船橋くれよん保育園」の「3 認可定員」の表をご覧ください。備考欄に「条例附則第3項【県基準】を適用」と記載してございます。本計画については、多くの定員設定をできる【県基準】を適用する計画となっております。なお、表中のカッコの中に記載した数字については、参考として、【市基準】を適用した場合を仮定した定員数を記載したものとなっております。

「4 開所時間」は、資料に記載のとおり、平日については朝7時から午後7時までの12時間を、土曜日については朝7時から午後6時までの11時間を予定しており、

こちらについても既存の「船橋くれよん保育園」と同様となっております。

続いて、「5 施設の状況」ですが、表の中で、2歳以上児の屋外遊戯場の項目についての表現について、ご説明させていただきます。保育所の屋外遊戯場（いわゆる園庭）については、先ほどご覧いただきました設備基準の表にも記載してございますが、2歳児以上1人あたり3.3㎡以上という面積基準があり、その基準を満たす園庭が確保できているか否かを記載しております。本計画については、敷地内に基準を満たす広さの園庭を確保することができないため、「無」と記載しております。ただし、基準を満たす園庭を確保できない場合は、近隣の公園等を園庭の代替地として設定することが必要となるため、計画地から、徒歩約4分の場所にある「坪井近隣公園」を屋外遊戯場に代わる代替地として設定する計画となっております。なお、「坪井近隣公園」は本計画の他、近隣の保育所である「美しが丘保育園」と、近隣の小規模保育事業所である「小規模保育事業所リトルキディ」が代替地として設定しておりますが、「坪井近隣公園」は50,000㎡以上の非常に大きな公園であるため、3施設の2歳以上児全員が同時に訪れても、面積基準上問題が生じない旨、確認しております。

続いて、4ページをお開きください。「8 職員」についてですが、職員は全て既存の「船橋くれよん保育園」に勤務している職員が運営事業者の吸収合併後もそのまま継続して勤務する計画となっております。(2)の職員の配置予定についてですが、定員より算出した認可上必要となる保育士の配置数が、5人以上であることに対し、保育士を15名配置する予定となっております。既存施設の職員がそのまま従事する計画であることから、職員については既に確保済みということになり、法人からもその旨連絡を受けております。

5ページの、「施設の運営方針」については、法人の保育理念、保育方針、保育目標等について、参考として掲載しております。

6ページの詳細図をご覧ください。赤丸が、施設の計画地となります。坪井東2丁目、市の北部地域に位置し、東葉高速線船橋日大前駅から北へ、歩行距離で約400m、徒歩約4分程度の場所となっております。青い□で表示した箇所が、屋外遊戯場の代替地として設定する坪井近隣公園の位置となっており、施設計画地から約290mの距離となっております。計画地から屋外遊戯場の代替地までは、段差のある歩道が整備されており、安全に移動することができる環境となっております。

以上、保育所1園の認可に関する概要の説明となります。

ただ今、ご説明さしあげた事項以外についても、認可基準に適合するよう適切に計画されていることを確認済みであることを申し添えます。

それでは、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○中原会長

ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

それでは、松崎委員をお願いします。

○松崎委員

今、ご説明をいただきましたが、聞き逃してしまったかもしれないので、もう一度教えてください。今いる園員、今現在入所している児童の数を年齢別に教えていただきたいのですが。

○中原会長

船橋くれよん保育園に、今在園している児童数を教えて欲しい、ということですね。保育運営課からお願いします。

○保育運営課長

保育運営課長北川です。

7月1日の入所状況でございますが、0歳児は0人でございますが、1歳児が9人、2歳児が12人、3歳児が13人、4歳児が12人、5歳児が12人、入所数が合計58人となっております。これが7月1日の入所状況でございます。以上です。

○中原会長

はい、ありがとうございます。松崎委員よろしいですか。

○松崎委員

はい、ありがとうございます。

○中原会長

他にご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

はい、寺田委員をお願いします。

○寺田委員

寺田です。二点あります。まず、一点ですけれども、保育所の設備基準について特例で、県基準で行うということですが、私、初めてで分からないのですが、この特

例により、県基準で現在運営している保育施設というのは、結構あるのでしょうか、というのがまず一点。もう一点目は、近隣の園庭ですけれども、「坪井近隣公園」を使用するという事ですけれども、今現在もこの坪井近隣公園を使っているのかと言うのを教えていただければと思います。

○中原会長

はい。これはどなたからお答えいただきましょうか。北川課長から。基準に関しては、少し大きな声で説明いただいた方が分かり易いかもかもしれません。

○保育運営課長

先ほどご説明させていただいたとおり、県基準の方が園児1人あたりに必要な面積が少ないため、多くの児童を受入れられるよう、定員設定に際してはほとんどの施設が県基準の方を使っているところでございます。

坪井近隣公園の方につきましては、これまでも船橋くれよん保育園で使っている公園になっております。以上です。

○中原会長

市の基準と県の基準があって比較すると市の基準の方が厳しいです。今、待機児童対策のため、県基準にすると定員が市基準よりもちょっと緩やかにできるので、今は県基準を認めていくという流れになっているということですね。

いつからいつといった年限等は、決まっていたか。

○保育運営課長

保育運営課長です。

この附則については、特に期限の方は決まっておらず、当分の間とさせていただいております。

○中原会長

待機児童が無くなることを推進する為にと、特別に市としては認めてきた経緯がございまして、現段階でも、それを適用しますということですね。

他にはございますか。

はい。大塚委員

○大塚委員

私は普段、「坪井近隣公園」の周辺で活動しているのですが、近隣公園と言うのは、大きな広場と森があって、池がある、というような大変広い場所であり、周辺の人口がどんどん増えております。

そうした中で、公園が混みあったときに、事故を防ぐような取り組みも必要だと思いますが、これまで、園児が使用しているから周辺の人が使えないなど、地域の方と分断されるような事は起こっていないと捉えてよろしいでしょうか。

○中原会長

はい。ありがとうございます。

「坪井近隣公園」を屋外遊戯場に代わる代替地としている保育施設は、今日審議しておりますこの園だけではないと思います。今、大塚委員がおっしゃったように、幾つかの園がここを代替地として届け出ているけれど、その状況は適切なのかという点について、保育運営課からお願いします。

○保育運営課

保育運営課より回答を申し上げます。現状、「坪井近隣公園」を屋外遊戯場代替地として指定している2園について、これは現時点では、市民の方から苦情等のご意見をいただいたことはございません。

あくまでも、屋外遊戯場代替地として保育園が設定しているというものではございますが、公園を利用する一市民という扱いでもありますので、近隣の方と活動の時間が重ならないようにしていただいたり、もし何かこういったことでトラブルになるようであれば、園に対応を求める等、保育運営課の方でご連絡させていただくよう考えております。

○中原会長

はい。ありがとうございます。

大塚委員いかがでしょうか。

○大塚委員

近くに坪井の幼稚園もございますので、ひとつしかない公園で、皆さんが楽しく利用できる環境になればと思います。

○中原会長

自然地域の中で、子ども達が大事に守られるような、そういう場所であるということですね。ありがとうございます。

それでは、他にいかがでしょうか。

はい。松崎委員。

○松崎委員

もう一点ご質問させていただきます。

今回会社の吸収合併ということですがけれども、確か昨年度も事業譲渡によって、定員が40人から30人に下がるようなことがあったかというふうに思います。

今後も譲渡だったり、縮小だったり、吸収合併とか色々出てくる可能性が多分大いにあるのだらうと思います。

その中で、利用者が不利益を被らないような対策というのは、今後、船橋市としては、どのようにお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○中原会長

関連して、4ページのところにあります、「既存の認可保育所である「船橋くれよん保育園」の設置運営法人が吸収合併されることによる施設の廃止及び再認可の」ということとでございますけれども、これから保育園の運営自体が厳しくなり、吸収合併ですとか、再編ですとか起る時期が来るという話は、船橋市でも以前出ていたと思うのですが、それに対して具体的な事例にあたるのか。それとも、今回はそれにはあたらないけれども、こういう理由で再認可を認めるということなのか。

もし、前者であるならば、今、松崎委員がおっしゃったケースに対しての船橋市としての対応方針が見えてきているのか、二つ分けてお答えができればと思うのですが、そのあたり如何でしょうか。

○保育運営課長

保育運営課長です。

今回のケースにつきましては、当然この施設がないと他の近くの園では、吸収できないような状況だということで、逆にきちんと後継の会社がちゃんとやっていただいて、この地区は待機が増えることがなく良かったなというところはございます。

今おっしゃるとおり、確かに待機児童の方が若干減りつつあります。それによってそれぞれの保育士が不足しているとか、そういった状況がございまして、やはり利用定員を下げるとか減少させるとかそういった見直しについては、今後も事業者の方からご意

見等を伺いながら、また市の待機児童の当方の数の状況を見つつ利用定員の減少も考えていかななくてはならないと、柔軟に思っているところでございます。

やはり市としてまだ待機がいる中においては、この利用定員のところをきちんと見極めながら、事業者さんの意見を聞きながらやっていきたいと考えています。以上です。

○中原会長

松崎委員いかがですか。

○松崎委員

すいません。今回の認可に対して何かを言っているのではなく、今後のことを聞きたかっただけなので、今回の事については問題ないです。大丈夫です。

○中原会長

ありがとうございます。

この地域の保育の需要に関しては、確認されているということですよ。

まだ、保育ニーズはあるので、再認可が市としては適当であるというふうな根拠を先ほどお話しいただいたという理解でよろしいですか。

○保育運営課長

はい。そのとおりでございます。

○中原会長

今後、市全体として保育の需要に対しての動きが変わってくる見通しの中では、認可をどうしていくかとか、運営が厳しくなっている保育園の実態をいかに早く把握しながら見直しなり、支援なりをしていくかというところは意識して進めるというのが、保育運営課の姿勢であるということによろしいでしょうか。

保育運営課からお願いします。

○保育運営課

保育運営課です。先ほどの説明に関して、補足説明させていただければと思います。

今回こちらの会議の資料としては、適切ではないと思いましたので、資料としては添付していませんが、令和5年6月12日付けで、「認可保育所等の事業譲渡等による設置運営事業者の変更に関するお問い合わせについて」という形で、市の考えについて、スケジュール感についての案内を送付させていただいております。

こちらに、事業者等による設置者変更の計画が適切に計画されているかだとか、それによって、当該施設の園児さんや保護者さんが不利益を被ることがないかどうか、こうした視点で市として確認する旨を案内させていただいております。市としても保護者さんや園児さんに対して不利益が出ないことを第一と考えて、お話をお伺いしていきたいと思っている次第です。

○中原会長

はい、ありがとうございます。

松崎委員が、ご質問くださった意図も、そういったことをきちんと考慮した上で、今回の意見聴取に至っているのかという点にあるかと思imasるので、ご説明いただいております。

他には、いかがでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員

横山です。

質問二点お願いします。

元の「NLN福祉サービス」さんは、1園を手放したのか、全てを「アートチャイルドケア」さんに委ねたのかということと、施設長のことなのですが、保育士はそのまま務めるということで、良かったと思いましたが、園長も変わらないということなのか、教えてください。

○中原会長

二点について、保育運営課から、お願いします。

○保育運営課

保育運営課です。

今いただきました質問二点について、回答させていただきます。

まず、一点目の「NLN福祉サービス」が運営する保育事業についてですが、こちらについては、船橋市を除く全ての自治体でも認可保育所や小規模保育事業所について「アートチャイルドケア株式会社」に引き継ぐ計画として、お話をお伺いしております。

二点目の施設長についてですが、こちらについても、施設長が継続して勤務をする旨確認しておりまして、法人より書面にて回答を得ております。以上です。

○中原会長

はい。よろしいでしょうか。

○横山委員

はい。ありがとうございます。

○中原会長

当面、運営の安定性は維持されながら、再認可を受けた施設が運営されていくという状況は、確認できているということですね。

原野委員お願いします。

○原野委員

原野でございます。

今現在、待機児童は、どの位いらっしゃるのでしょうか。

○中原会長

市全体の状況ということでよろしいでしょうか。

もし、できれば、今日この再認可案件が出ている地域と他の地域を比較できる数字がでできますか。

保育運営課から回答できますか。お願いします。

○保育運営課

坪井地域に限っての待機児童というお話になりますが、国基準での待機児童は0名市基準での待機児童は2名となっております。

4月1日時点のものにはなりますが、こちらの2名の待機児童が1、2歳の待機児童になっておりまして、市全域としても、特に1、2歳の待機児童が多くいる状況となっております。以上です。

○中原会長

市全体での数はどうですか。

○保育運営課

失礼いたしました。

市全体については、令和5年4月1日時点の待機児童は、国基準で9名、市基準で3

08名となっております。

○中原会長

国基準に則ると待機児童数は、かなり解消されている。市基準ですとまだそれに満たないところがある。

先ほどの、坪井地区は4月1日時点で、市基準だと2名ということでしたけれど、今回再認可をする施設の定員を含んだ上で、あと2名足りないと理解でよろしいですか。

○保育運営課

はい。船橋くれよん保育園において児童を受け入れた上で2名の待機児童がいるということになります。

○中原会長

はい。ありがとうございます。

少し具体的に数字を教えていただくと、状況を把握しやすいかと思います。

ご説明の時にこうした根拠が、委員にしっかり伝わるように、少し補足していただければこの再認可が妥当かどうかというところの判断にも役立つと思いますので、これからまたお願いします。

それでは、皆さんよろしいでしょうか。

○中原会長

それでは、当該「保育所」について、市長が認可することを「適当」とする意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。ありがとうございました。

3. 閉会

○中原会長

本日の議事は以上となります。ありがとうございました。事務局から連絡事項などがありますか。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出

席をいただき、誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。次回の開催でありますが、日程は未定となっております。開催通知及び出欠席については、後日、事務局よりご連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

○中原会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。